

税・保険料についてのお知らせ

平成23年分確定申告

所得税と市県民税の申告相談が、平成24年2月16日(木)～3月15日(木)に行われます。申告が必要な人は、早急に必要書類などを準備しましょう。

【還付申告は税務署で1月から受け付けています】

瀬戸内市役所での平成23年分の所得税確定申告に関する相談や申告の受付は、平成24年2月16日(木)からですが、還付を受けるための申告は、税務署で平成24年1月4日(水)から受け付けています。還付を受けるための申告書を早めに提出すると、税金の還付も早くなります。3月になると大勢の人が申告をするため、還付金の支払いに2カ月ほどかかる場合もあります。準備ができた人は、早めに還付申告を行いましょ。

【社会保険料控除の対象金額を確認しましょう】

平成23年1月1日から同年

12月31日までに支払った国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料は、所得税や住民税の社会保険料控除の対象となります。

ただし、年金から直接差し引かれた場合は、直接差し引かれた年金受給者本人の控除となり、口座振替や納付書で支払った場合は、実際に支払いをした人の控除となります。1年間の支払額を知りたい人は、本人確認ができるもの(運転免許証など)を持参の上、担当窓口へお問い合わせください。

■問い合わせ先
・国民健康保険税・介護保険料について
☎0869・22・1114
・後期高齢者医療保険料について
市民課
☎0869・22・3958



平成24年度以後の市県民税(住民税)の主な改正点

【扶養控除の見直し】

平成24年度から、扶養控除が見直されます。記載している年齢は平成24年1月1日現在の年齢です。

・年少扶養親族に対する扶養控除の見直し(図表1、2参照)
年少扶養親族(16歳未満の扶養親族)に係る扶養控除(33万円)が廃止されます。

ただし、市県民税(住民税)の非課税限度額等の算定に必要ですので、必ず扶養親族の申告をしてください。

・特定扶養親族(16歳以上19歳未満)の控除額の変更(図表1、2参照)

高校の授業料無償化に伴い、特定扶養親族(16歳以上23歳未満)のうち年齢16歳以上19歳未満の人に係る扶養控除の上乗せ部分(一般扶養控除の控除額を上回る12万円の部分)が廃止され、扶養控除の額は45万円から33万円になります。

年齢19歳以上23歳未満の人の扶養控除額は以前と変わらず45万円のままで。

・同居の特別障害者に対する障害者控除の見直し(図表3参照)

改正前の同居特別障害者加算の特例は、配偶者控除の額または扶養控除の額に23万円を加算する措置として講じられていました。しかし、年少扶養親族(16歳未満の扶養親族)に係る扶養控除が廃止されることに伴い、特別障害者の場合の障害者控除の額(30万円)に23万円を加算する措置に改められます。

これにより、同居特別障害者の場合の障害者控除の額は53万円になります。

なお、年少扶養親族に対する扶養控除の適用はありませんが、その年少扶養親族が障害者である場合には、障害者控除は適用されます。

また、16歳以上19歳未満の特定扶養親族については、同居特別障害者の場合の障害者控除の額は86万円になります。

【寄附金税額控除の拡充】

らは控除できません。

▽控除の手続き

所得税の確定申告をする人は、毎年1月1日～12月31日までに支払った寄附金について、翌年3月15日までに所得税の確定申告で寄附金控除を申告してください。

その際、寄附金の領収書を添付する必要があります。

平成24年度償却資産の申告

瀬戸内市内に事業用償却資産を所有している人は、地方税法第383条の規定により、当該償却資産の申告が義務付けられています。該当する人は申告書の提出をお願いします。

▽申告が必要な人

個人や法人で事業を行っている人(工場や商店などを営んでいる人、駐車場やアパートを貸し付けている人、農業者、漁業者など)のうち、平成24年1月1日現在、事業用の償却資産を所有している人

▽申告すべき資産

平成24年1月1日現在において、瀬戸内市内に所在する事業用償却資産(自己が使用しているもののほか、他人に貸し付けているものも含む)

▽提出期限 平成24年1月31日(火)

■問い合わせ先

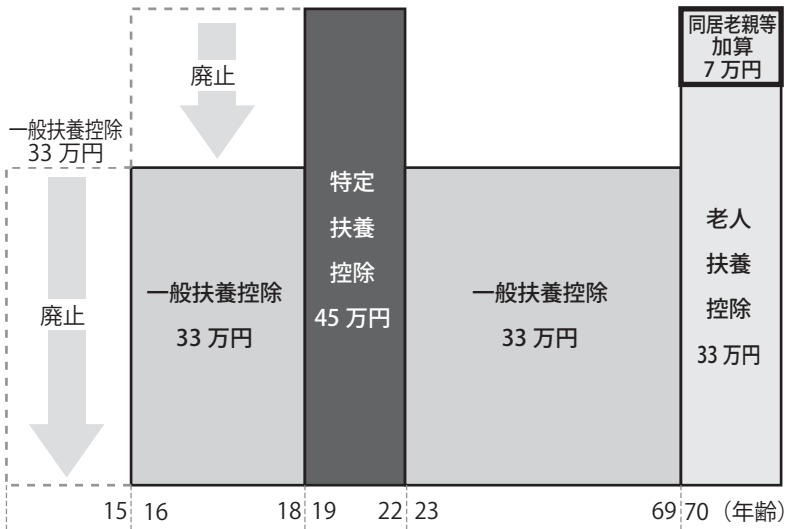
税務課
☎0869・22・1181

図表1

控除対象扶養親族の年齢	現行の控除額(H23年度まで)	改正後の控除額(H24年度から)
16歳未満 ※1	33万円	0円(控除対象外)
16歳以上19歳未満 ※2	45万円	33万円
19歳以上23歳未満 ※3	45万円(変更なし)	

※1 16歳未満…平成8年1月2日以降生
※2 16歳以上19歳未満…平成5年1月2日生～平成8年1月1日生
※3 19歳以上23歳未満…昭和64年1月2日生～平成5年1月1日生

図表2



図表3

	控除対象扶養親族(年齢)	同居特別障害者控除・扶養控除合計額	
		現行(H23年度まで)	改正後(H24年度から)
配偶者	一般(70歳未満)	86万円(変更なし)	
	老人(70歳以上)	91万円(変更なし)	
扶養親族	一般(16歳未満)	86万円	53万円
	特定(16歳以上19歳未満)	98万円	86万円
	特定(19歳以上23歳未満)	98万円(変更なし)	
	その他(23歳以上)	86万円(変更なし)	
	老人(70歳以上)	91万円(変更なし)	
	同居老親(70歳以上)	98万円(変更なし)	